

事業概要説明書 [1]			事業番号	2-12	
事務事業名	動物愛護事業	担当部名	健康管理部		
事業開始年度	平成 19 年度	担当課名	保健衛生課		
実施方法	直営	担当係	動物管理係		
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律				
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を図り、市民と動物が快適に共存共生できる生活環境を構築する。			
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>対象：一般市民、動物取扱業者</p> <p>①各種イベント等を活用して動物愛護等の啓発を行う。</p> <p>②犬猫の引取り頭数の半減に向けて、所有者責任の明確化と安易な引取り防止を図る。また保護した犬猫は迅速にインターネットに公開するなどして、飼い主への返還に努め、あわせて返還できなかった犬猫の譲渡を促進する。</p> <p>③小学生を対象に動物愛護教室や出前講座等を実施し、啓発を図る。</p> <p>④負傷動物を迅速に収容し、適切な治療を行う。</p> <p>⑤動物取扱業者及び特定動物の飼養者に対し、適正な保管・飼養等の指導を行う。</p>			
	事業の必要性	全国的に動物行政は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下動愛法)の改正や社会的ニーズの変化に伴い、管理事業(捕獲・引取業務)から愛護事業(啓発・譲渡業務)に重点が置かれている。平成19年12月からは遺失物法の改正に伴い、警察機関で保護していた犬・猫も動愛法に基づき市(保健所)の引き取りとなった。また、市民団体等からも動物愛護業務を行うための拠点となる動物愛護センターの設置を求められている。本事業は、法に基づく事業であり、廃止することはできない。			
コスト	平成22年度(予算)		人件費		
	直接事業費	11,567 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	26,300 千円	正規職員	22,500 千円	3 人
総事業費	37,867 千円	嘱託職員	3,800 千円	2 人	
平成22年度 直接事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費 177 ・委託料 8,598 (内訳) 動物管理時間外業務：6,610 迷子犬等保管業務：1,988 ・使用料 23 ・備品 1,534 <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護啓発消耗品費等 748 ・負傷動物治療費等 487 				

事業概要説明書 [2]		事業番号	2-12		
年度		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
直接事業費		10,400 千円		11,567 千円	
財源	一般財源	6,174 千円		9,024 千円	
	受益者負担金	4,226 千円		2,543 千円	
	その他	0 千円		0 千円	
成果目標 〔 どうい状態 を目指すのか 〕	<p>1)愛護動物の終生飼養・適正飼養の啓発に努めることにより、引取動物の減少が図られる。</p> <p>2)保護した犬猫の情報提供を行うことで、返還や譲渡が図られ、不幸な命の減少につながる。</p> <p>3)動物愛護に関する市民の意識改革や動物の適正飼養が図られ、動物関連苦情が減少する。</p>				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている。			
	[説明]	平成20、21年度と目標を達成できたが、さらに目標値をあげて推進していく。			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段:指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)
	犬猫の引取頭数 -----	頭	381	301	280
	所有者のある犬猫の引取頭数				
犬の譲渡率 -----	%	33.9	38.4	40	
譲渡率					
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	<p>動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、国が示した基本的指針の中にある、「10年後の犬及び猫の引取り頭数の半減」を達成するため、飼い犬の引取りの有料化を21年7月から実施した。引取りの申請時にも家族全員の同意を求め、また新たな飼い主を探したかなどの確認も行うなど、依頼者に対する再考を求め、引取り頭数を減らすように努めていく。また、保護した犬猫については、インターネット等での情報提供及び譲渡要領に基づき、更なる返還・譲渡を推進していく。犬の返還率、譲渡率ともに年々増加してきており、インターネット公開や保管期間延長、県の命の架け橋犬猫の譲渡推進サポート事業などの効果がみられた。今後もさらに返還率向上に努め、あわせて保護した犬猫の譲渡を促進していく。</p>				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<p>動物愛護業務(動愛法に定められたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村業務 <ul style="list-style-type: none"> 動物の愛護・適正飼養の普及啓発業務 ○中核市業務 <ul style="list-style-type: none"> 所有者からの犬・猫の引取業務 所有者不明の犬・猫の引取業務 負傷動物の収容・治療業務 犬・猫の保管・返還・譲渡 ○県からの移譲事務 <ul style="list-style-type: none"> 動物取扱業の登録事務、特定動物の飼養・保管の許可事務 				

動物愛護事業補助資料

保健衛生課

○動物の保護・引取り

犬の保護・引取り数

(頭数)

	H17	H18	H19	H20	H21
保護犬	267	288	289	325	290
飼い主からの 引取犬	301	330	231	182	140
保護+引取	568	618	520	507	430
返 還	75	68	99	141	136
譲 渡	7	24	73	124	113
処 分	481	530	346	236	158

猫の引取り数

(頭数)

	H17	H18	H19	H20	H21
所有者不明猫	239	257	150	252	242
飼い主からの 引取猫	283	457	339	199	161
不明+引取	522	714	489	451	403
返 還	0	0	0	2	0
譲 渡	0	0	11	67	166
処 分	522	714	478	376	219

○負傷動物

負傷動物収容状況

(頭数)

	H17	H18	H19	H20	H21
犬	10	9	15	5	8
猫	5	11	28	58	63

○返還・譲渡

犬の返還率の推移

H17	H18	H19	H20	H21
28.1%	23.6%	34.3%	43.3%	46.9%

犬の譲渡率の推移

H17	H18	H19	H20	H21
1.4%	4.4%	17.3%	33.9%	38.4%

○苦情件数

(件数)

		H17	H18	H19	H20	H21
総 数		1160	1749	1224	1387	1186
内 訳	犬の苦情件数	624	929	724	765	610
	猫の苦情件数	536	820	500	622	576

○動物取扱業

取扱業登録状況 (件数)

登録業者数		151
登録業種数		192
内 訳	販 売	92
	保 管	81
	貸出し	0
内 訳	訓 練	11
	展 示	8

○特定動物

特定動物飼養状況

許可件数	14
飼育頭数	42

※特定動物…チンパンジー、オランウータン
ライオン、トラ、キリンなど

○啓発活動

<夏休み動物ふれあい教室>



<動物愛護週間街頭キャンペーン>



・夏休み動物ふれあい教室【20年度から実施】

H20 小学生及び保護者27名参加

H21 " 46名参加

・動物愛護教室（出前講座等）【21年度から実施】

H21 小学校2校、幼稚園1園

H22.8現在 小学校2校、実施予定（2校）

・動物愛護キャンペーン

啓発パネルの展示、愛護相談、関連グッズ等の配布など

・みやざき健康ふくしまつり

啓発パネルの展示、動物クイズ、愛護相談、犬猫の譲渡会など

・市広報、ケーブルTV、ラジオでの呼びかけ、動物愛護看板設置、自治会チラシ回覧